

平成21年 5 月宮崎県臨時県議会
総務政策常任委員会会議録

平成21年 5 月26日

場 所 第4委員会室

平成21年 5月26日（火曜日）

財 政 課 長 西 野 博 之
市 町 村 課 長 田 原 新 一

午前10時14分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

○議案第2号 議会の議員の給与等に関する条
例等の一部を改正する条例

○県民政策及び行財政対策に関する調査

出席委員（9人）

| | |
|---------|-----------|
| 委 員 長 | 高 橋 透 |
| 副 委 員 長 | 河 野 安 幸 |
| 委 員 | 福 田 作 弥 |
| 委 員 | 井 本 英 雄 |
| 委 員 | 萩 原 耕 三 |
| 委 員 | 押 川 修 一 郎 |
| 委 員 | 武 井 俊 輔 |
| 委 員 | 権 藤 梅 義 |
| 委 員 | 前 屋 敷 恵 美 |

欠席委員（なし）

委員外議員

| | |
|-----|---------|
| 議 員 | 河 野 哲 也 |
| 議 員 | 太 田 清 海 |

説明のため出席した者

総 務 部

| | |
|-------------------------|---------|
| 総 務 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 次 長 （総務・職員担当） | 土 持 正 弘 |
| 総 務 部 次 長 （財務・市町村担当） | 萩 原 俊 元 |
| 部 参 事 兼 総 務 課 長 | 堀 野 誠 |
| 部 参 事 兼 人 事 課 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 総 務 課 主 幹 | 黒 田 涉 |
| 議 事 課 主 幹 | 壱 岐 哲 也 |

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員
会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。本
日の委員会は、先ほど付託を受けました議案に
ついて審査を予定しています。日程案につきま
しては、お手元に配付のとおりですが、御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時17分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説
明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて
終了した後をお願いいたします。

○山下総務部長 本日御審議をいただきます議
案につきまして、お手元に配付しております総
務政策常任委員会資料により御説明をいたしま
す。

資料の目次をごらんいただきたいと思います。
まず、議案第1号「職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例」についてであります。こ
れは、去る5月12日に行われました人事委員会
報告等を踏まえ、平成21年6月に支給される一

一般職職員の期末手当及び勤勉手当、いわゆるボーナスの一部凍結を行うとともに、あわせて看護大学学長のボーナスの取り扱いを国の指定職に準じて改めるため、給与条例の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。これは、平成21年6月に支給される国の特別職の期末手当等が一部凍結されることから、国に準じて県議会議員及び知事、副知事等の特別職に支給される期末手当の一部凍結を行うため、特別職の給与に関する関係条例の改正を行うものであります。

これらの議案につきましては、いずれも6月1日が手当支給の基準日に当たりますので、一部凍結を実施するためには5月中の条例改正が必要なため、臨時議会での御審議をお願いしているところでございます。議案の詳細につきましては、人事課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

なお、マスコミの報道等で御承知のとおりでございますが、先週の金曜日に本館の知事室の前でガソリンのようなものがまかれるという事件が発生いたしました。幸いに来庁者の方々あるいは職員、建物に被害はございませんでしたが、今後このような事件が再発しないよう警備体制についての再点検を指示したところでございます。

私からは以上でございます。

○四本人事課長 議案の内容につきまして、お手元の委員会資料で御説明いたします。

1ページをお開きください。議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。まず、1の改正理由についてであります。5月12日に行われました人

事委員会からの報告及び勧告を踏まえまして、平成21年6月に支給される一般職職員の期末手当及び勤勉手当の一部凍結等を行うため、職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容であります。まず、(1)の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についてであります。国においては、本年6月に支給される期末手当及び勤勉手当について0.20月分を凍結するよう、人事院勧告が行われました。今般の人事委員会報告では、国の人事院勧告を踏まえ、本県においても一部凍結を検討する必要があるとされたところであります。この報告を受け、本県一般職の職員につきましても、(1)の表にありますように、国に準じて支給月数の一部凍結を行いたいと考えております。

具体的には、一般の職員については、期末手当の0.15月分及び勤勉手当の0.05月分、合計0.20月分が、次長級以上の幹部職員については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.10月分、合計0.20月分が、再任用職員については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月分、合計0.10月分が凍結されることとなります。

なお、今回の一部凍結は暫定的な措置であり、今後、人事委員会が例年どおり実施する民間調査の結果を踏まえて、10月ごろに年間の支給月数に係る人事委員会勧告がなされる予定であります。

次に、改正内容の(2)の看護大学学長の特別給の改正についてであります。看護大学学長の特別給、いわゆるボーナスにつきましては、これまで期末特別手当が支給されていましたが、これを廃止し、人事委員会勧告どおり、国に準じて期末手当及び勤勉手当が支給されるよう改

正するものであります。

具体的には、これまで期末特別手当として6月期に1.60月分、12月期に1.75月分、合計3.35月分が支給されておりましたが、これを期末手当と勤勉手当に改め、6月期は期末手当として0.75月分、勤勉手当として0.85月分、合計1.60月分が、12月期は期末手当として0.90月分、勤勉手当として0.85月分、合計1.75月分が支給されることとなります。年間の合計支給月数としては従前と同じ3.35月分となります。また、平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当につきましては、(1)にあります一般の職員等に対する措置と同様に暫定的に引き下げとなり、国に準じて期末手当の0.05月分及び勤勉手当の0.10月分、合計0.15月分が凍結されることとなります。

次に、3の施行期日についてであります、公布の日から施行することとしております。

続きまして、資料の9ページをお開きいただきたいと思えます。議案第2号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。まず、1の改正理由についてであります、平成21年6月に支給される国の特別職の期末手当等が一部凍結される状況を踏まえまして、これに準じて県議会議員及び知事、副知事等の特別職に支給される期末手当の一部凍結を行うため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容であります、特別職の期末手当は現行1.60月分ですが、平成21年6月に支給される期末手当につきましては、このうち0.15月分が凍結され、1.45月分となります。

次に、3の改正を行う条例であります、県議会の議員や知事など、3に記載しております特別職の給与に関する条例について改正を行う

ものであります。

最後に、4の施行期日についてであります、公布の日から施行することとしております。

なお、今回の期末手当の一部凍結の影響額でございますが、一般会計全体で13億円程度と見込んでおります。このうち特別職分が約700万円となっております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○高橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○武井委員 何点か御質問させていただきます。まず、国が人勧を出したということから来ているんですが、この時期にこういう形で人勧が出るというのは今まで聞いたことがないんですが、なぜこの時期にこういう形で人勧が出たのかということ、これは国が出したことなんですが、なぜ出たのかということについてどういった見解をお持ちか、お聞かせください。

○四本人事課長 この時期に人事院勧告が出るということは極めて異例のことではありますが、ちなみに、昭和49年に給与の増額についての勧告というのがやはり同じような時期に臨時的に出されているという経緯がございます。今回なぜ、それにしてもこのような時期に出たのかということでございますが、民間の状況が非常に厳しいということで、規定どおりの夏季一時金、いわゆる夏のボーナスを支給することが理解を得られないということ、通常のルールでいきますと、12月期のボーナスで全部調整されることになるわけですが、状況が悪いことから考えれば、12月期のボーナスが下がる可能性があるということになると、夏のボーナスを規定どおり支払ってしまうと、12月期に一遍に下がってしまうおそれがあります。いわばその危険を2つ

に分ける、分散するというような考えもありまして、この時期に人事院勧告がなされたものと考えております。

○武井委員 それを踏まえてですが、そういった今のお話を踏まえたと、ないんだろうなと思うんですが、一応ここには暫定とか凍結という言葉で書いてあるんですが、ということは、これが解除されて、さかのぼって、12月に満額といいますか、今回のものを含めて支給になるということも可能性的にあり得るという理解でよろしいのでしょうか。

○四本人事課長 おっしゃるとおりでございますして、12月期で精算と言うと一番ぴんとくるのかもしれませんが、12月期に精算されます。したがって、その時点で状況がよくなっておれば、ある程度戻ってくるといいますか、とにかく12月で精算されるということでございます。

○武井委員 続きまして伺いますが、こういう数字が出ているんですが、例えば一般職の職員で代表的なところで、30歳とか40歳とか、よく報道でもされる平均給与というのがありますが、平均的な県職員ですと、これによって幾らぐらい金額的に影響が出るのか、お聞かせください。

○四本人事課長 職員1人当たりの平均で約7万4,000円の影響があるというふうに考えております。

○武井委員 最後にしますが、こういう形で下がっていくということになると、凍結というものも、現実的には12月にさかのぼって精算というもの難しい状況にあるのかなという感じがするんですが、そういった中で、当然、交渉が済んでいるからこういう形で出てきているんだろうと思うんですが、県職労とか労働組合との交渉というものがどのような形で行われたのか、ま

た先方のほうからどういった意見があったのか、お聞かせください。

○四本人事課長 組合のほうの交渉は、大まかに申し上げて、なぜこの時期にやるのか、景気に対する、逆に公務員のボーナスが下がることによっていろいろまた影響が出てくるんじゃないかというような御意見はございましたが、今、御説明しましたような、今回特別にこういうことをやるということの理由を御説明して、一応納得していただいたというふうに考えております。

○権藤委員 今までは日本経済そのものが成長過程にあったのでむしろ上がるという感覚であったんですが、今回初めてこのようなことで、国のほうの対応は機敏なほうがいいわけですが、従来からの感覚でいくと、上がる場合には、半年、1年、経済状況を見ながらというようなことがあって、非常に機敏な対応かなという気もいたしますが、国の人事院としての今回の結論に至るまでの手続あるいは法的なもの、こういったこと等についてお聞きしたいと思います。上がる場合もそうだけれども、下がる場合もこうだと。従来からいくと、1年後とか、そういうのでやってきたような感じがするんだけど、そこら辺は法的には、昨年9月以降にリーマンショックというものが起きたわけですから、逆を言えば、機敏過ぎるんじゃないか、厳し過ぎるんじゃないか、そういう意見もあるわけでありましてけれども、そこらあたりは根拠法としてこうするんですよという、人事院としての今回の、例えば総理大臣が言ったからするという観念的なものではないというふうに思いますが、そのあたりの国の議論、タイミングを含めて。

○四本人事課長 今回の民間の経済不況が100年

に一度とかいうふうに言われている例外的な大きなものであって、春闘の妥結状況等を見て、民間の状況、ボーナスの状況が今までの感覚からしても極めて悪くなっているということから、こういうふうな臨時の調査が行われ、勧告が行われたというふう聞いております。

○権藤委員 私が聞いておるのは、こういう機敏な対応ができる法律の根拠法があつてのことでしょけれども、どうなんですかと。総理大臣が早くしろと言ったからするということとかではないと思うし、民間が厳しいからこういう対応をしなきゃいかんという、そういったこと等の気持ち、あるいは今回の措置については理解できる部分は多いんだけど、そういうものが果たして――成長期においては1年おくれとか2年おくれでベースが上がってきたという感覚があるものですから。

○四本人事課長 根拠条文は調べますので、少し時間をいただきたいと思います。

○権藤委員 漏れ聞いておるところによると、九州においても、必ずしも人事院の、国の例に倣ってやりましょうというところだけではない。どこどこが九州においては今回の措置に追随というか、従わないというのは決まっておりますか。

○四本人事課長 九州内では、福岡、佐賀、鹿児島、沖縄の4県が今回の凍結は実施しないというふうにお聞きしております。ただ、そのうちの佐賀、鹿児島、沖縄につきましては、独自の給与カットをやっておりまして、そのことがあつて凍結を見送ったのではないかと考えております。

○権藤委員 給与カットは本県においても行われておりまして、大きい少ないということはあるかもしれませんが、今言いましたタイミング

的に今回の部分については早過ぎるんじゃないかというようなこと等もあつて、ついていけない、そういう議論があつたのではないかというふうに思っております。私が部長にお聞きしたいのは、今回の人事委員会の県内のデータのとおり方等についてサンプルが少ないんじゃないかとか、納得しかねるような知事の発言がテレビで流されたんだけど、それを総務部としてはいろいろ説明して、知事が納得しないと、今回の議案の提案ということにならないというふうに思うんだけど、その辺の態度の変化等の経緯について、何か特別に説明したり、御自分で勉強して納得されたのか、そのあたりについて何かデータを示したというようなことがあるのか、お聞きしたいと思います。

○山下総務部長 私どもも説明をしましてし、御自分でもお考えいただいて、今回こういった措置をとらざるを得ないというふうに判断していただいたと思っております。

○権藤委員 その論拠は、サンプル数が少なくても十分じゃないんじゃないかというようなことであつたわけですが、これについては、実際には、人事委員会として現在できる範囲の十分な調査というふうには総務部長としては判断されておるかどうか。

○山下総務部長 確かにサンプル数が少ないという県内の状況、人事委員会の調査のサンプルが少ないという状況は出ておりますが、ただ、少ない中でも出た状況としては、マイナスをしているところが10%以上、中には30%ないし40%のカットという企業もございました。そういった中からいくと、これは人事院のほうにもある意味、通常の調査とするとサンプル数が少ないという懸念はあるんですけども、その中で人事院として判断したと。さらに県内の状況を見

ても、サンプル数が少ないながらも、そういう傾向がうかがえるし、しかもマイナス幅は大きな可能性がある。そういったことで、先ほど人事課長が申しあげましたように、リスクをなるべく分散するという点から今回こういったことをお願いするというところでございます。

○四本人事課長 先ほど権藤委員から御質問のありました、国がこの時期に特別な勧告をやった法的な根拠ということでございますが、国家公務員法第28条で情勢適応の原則というのがございまして、「この法律に基づいて定められる給与、勤務時間、その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように随時これを変更することができる。その変更に関しては人事院においてこれを勧告することを怠ってはならない」、これを根拠になされているものというふうに考えております。

○権藤委員 我々の感覚からすれば、上がる時期、成長過程においては、1年のデータが出て、あるいはそれ以上1年半とかに、やおら人事院という感じを持っているんですが、期間の解釈、実績が出たとか、厳しいとか、そういうものについては随時ということで、最低単位は半年でしようけれども、根拠法においてはそういった制限はない、そういう理解でよろしいんですか。

○四本人事課長 原則といたしましうか、通常は、やはり1年に一度のことだと思っておりますが、今度のように極めて変化が大きいといたしますか、今度で言うと、下がるほうの変化でございましてけれども、そういう変化が大きくて影響が大きい場合には、このような臨時的な勧告もあり得るというふうに考えております。

○権藤委員 それも12月が正式であって、今回の場合は特別な形ですよという解釈ですね。わかりました。

○前屋敷委員 今回の勧告はまさに異例の勧告なんですね。しかも臨時勧告ですね。前倒して減額勧告をするというのは本当に異例のことで、人事院勧告制度がスタートしてから初めてのことだというふうに聞いておりますが、実際そうだというふうに思います。景気悪化に伴うということで国の人勧が出された。それを踏まえて県の人事委員会が報告をし、引き下げること検討すべきじゃないかという報告を受けて、県が今回の措置をとるということなんですけれども、これまでも論議がありましたが、国自体も調査が不足だということは認めておられるんです。実際、国会のやりとりの中でも、通常の4分1程度しか調査が行われていないということで、人事院の総裁自身が、全体を反映したかといえ、そうではないというふうな答弁も国会でされておられるし、県の人事委員会も、サンプルの話が出ましたけれども、非常に少ないというふうに思います。この勧告についての説明の資料をいただいておりますけれども、集計企業が60社で、そのうち一時金決定が済んでいる企業が11社ということで、11社を判断材料にしているという点では、判断が正確に行われているというふうには言いがたいと思うんですけれども、国の人勧の調査状況も踏まえ、また県の調査も踏まえて、今、御説明もありましたけれども、いま一度その辺のところの評価について、受けとめについてお聞かせいただきたいと思っております。

○四本人事課長 確かにサンプル数が少ないということはあるかと思いますが、本県について見ましても、サンプル数が少ない、限られた調査ではありますものの、本年の民間企業の夏季一時金、夏のボーナスが大幅な前年比マイナスとなるということがうかがわれ、また国家公務

員についても0.2月分の凍結が勧告されたということ踏まえて、人事委員会の報告がなされたものというふうに考えております。

ちなみに、国の勧告で0.2月の凍結ということになっておりますが、国の調査自体における夏のボーナスの民間の減少率というのは13.2%の減という数字が出ておりまして、これは支給月数でいいますと、0.28月ぐらいになるわけですが、しかし、そのぐらい大きい数字であるものの、サンプル数が少なかったりとか、業種によるばらつきがあるとかいうことを考慮して、勧告の数字としては0.20月の凍結というふうなことで数字が丸められているものでありまして、本県についてもそれを持ってきて0.2月ということにしているということでございます。

○前屋敷委員 いずれも想定された結果こういうことに踏み切ったということであって、根拠に乏しいんじゃないかというふうに思っているところです。0.2%の引き下げで影響額は13億円ということでありましたけれども、県が勧告を受けて完全実施いたしますと、当然、県内の各自治体もそれを踏襲して同じ下げ幅での減額が行われるんじゃないかというふうに思うんですけれども、もし仮に全自治体がこの引き下げの幅で完全実施した場合に、県としては13億円が予測されていますけれども、県全体としてはどの程度の影響が出るかということは調べておられますか。

○田原市町村課長 私どものほうで県内の市町村に、今回の措置につきまして調査いたしましたところ、一般職員につきまして、全市町村で5月議会におきまして条例改正を行うというふうに聞いております。議員の皆さん方につきましても、西臼杵地区の3町を除きましては条例改正する方針であるというふうに聞いていますと

ころでございます。その影響額につきましては、一般職分が7億9,300万円、特別職分が3,500万円の8億2,800万円というふうに各市町村のほうからは回答をいただいているところでございます。

○前屋敷委員 やはりかなりの影響が及ぶというふうに思うんです。特に今この不況の中で、消費の拡大をというふうに国自身も言っている方針とすると、逆行する今回の人事院勧告じゃないかというふうにも思うわけです。そして、まだ一時金の妥結をしていない企業あたりに引き下げの影響がさらに及ぶことにもなるんじゃないかというふうに懸念しているところです。それとあわせて、民間が非常に厳しい中で、公務員との格差を解消しなければいかんというようなことを言われましたけれども、私は、景気の対策とあわせて考えてみますと、公務員と民間とを対立させて進めていくようなふうには受け取れるわけですが、そういう点で県としては、今回の影響額、全県の影響額含めてどういふふうな評価をされておられるか、お伺いしたいと思います。

○山下総務部長 確かに公務員給与、今回の措置によりまして20数億になるだろうと思います。基本的な公務員給与の考え方ですけれども、もちろん、時の民間給与の実勢に合わせるというのが基本で、公務員給与が景気に及ぼす影響というのは、副次的なものといえますか、結果論だというのがある意味では公務員給与の考え方です。やはり民間準拠、国準拠というのが公務員給与の基本的な考え方でございますので、どうしてもこういった形にならざるを得ないということでございます。

○前屋敷委員 こういう形で進みますと、どうしても低いところにどんどん合わせていって、

低さをさらに下げていくという結果をもたらすという懸念がつきまってくるわけです。結局この不況の中でどれだけの影響が出るか、これからのことになりますけれども、果たしてそれでいいのかなというふうに思います。

今、全国では11の県で今回の人勸を見送るということで、そのうち4県が九州という、さっき御報告がありましたけれども、12月で調整するんだということでリスクを分散するというような御説明もありましたけれども、今この時期になぜ引き下げねばいのかんのかという点では、冷静な判断が求められているんじゃないかというふうに思っているところで、県独自の判断というのが求められているんじゃないかと思えますけれども、その辺の御判断はどうだったのでしょうか。

○四本人事課長 先ほども御説明したところでありますが、今回凍結をしなかったある程度の都道府県というのは既に独自の給与カットをしていて、さらにこの上ということが凍結をしないということになったのではないかというふうに推測しております。本県におきましてですが、本県の人事委員会がああいう形で報告をされたということで、県内においても夏季一時金の削減というのがかなり見られるということでの報告でございますが、そういう状況を踏まえて県職員についても一時凍結すべきだという判断に至ったところでございます。

○前屋敷委員 これは報道でなんですけれども、鹿児島あたりは支給額未定の企業が多くて、把握が困難な状況にあるということで判断して今回見送るということのようなんですけれども、宮崎の場合も極めて調査状況が不十分という点では、慎重にそのところは判断すべきじゃなかったかというふうに私は思うところですので、その

点でコメントがあればいただきたいと思います。

○四本人事課長 確かにそういう面もあろうかと思いますが、したがって、そういうことで0.2という、ひょっとしたら今の民間の情勢はもっと悪いかもしれないけれども、その中で0.20月という数字にしてあるということ、それから、これは当然一部凍結であって12月に精算されるということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○福田委員 人事課長の説明で理解ができないところがあったんですが、まず、凍結という言葉、これがよく聞かれるんですが、普通、民間の企業でありますと、凍結という言葉は余り使わないんです。減額とかですね……。もう一つ、12月のみの調整では無理という表現をされましたね。この場合は、さらに凍結をする可能性があるというふうに理解もできるんです。一方では精算という言葉が使われましたから、凍結した分を事情が好転すれば12月で最終的な調整ができますよという期待値にもとれるんですが、その辺の考え方と、凍結という言葉は国からの指導で使っているのかどうか、その辺あわせてお尋ねしたい。

○四本人事課長 通常の人事院なり人事委員会の勧告でのいわゆる一時金、ボーナスの勧告の仕組みというものは、ことしで言えば、去年の冬のボーナスとことしの夏のボーナス、民間の状況を見まして、国のほうは夏、県の委員会は秋に勧告をそれぞれ出して、それぞれ12月のボーナスでその状況を反映させるという、12月のボーナス一本で反映させるということでございます。今回、特別に夏のボーナスを凍結するという意味は、仮に0.20月凍結をいたしまして、その上でまた別途の調査で去年の12月の民間のボーナス、ことしの夏の民間のボーナスの状況を見て、

この1年のボーナスというものは幾らにすべきということを決めて、そして夏で幾ら払っているから残りを12月で払いますという形になりますので、説明が難しいんですけども、結論的には12月のボーナスで精算ということでございます。

例えば、去年の冬のボーナス、ことしの夏のボーナスを調査してみて、仮に年間を通して今の規定よりもボーナスを平均の給与でいって15万ぐらい、月数にして例えば0.4月分減らさなければならぬというときに、今回もしやらないと、冬のボーナスでも0.4月ぼんと下げなきゃいけない。この場合、仮に0.2月夏のボーナスで下げれば済むといたしますか、そういう危険の分散ができる、そういうことでございます。

○**福田委員** 私が解釈したとおりでして、まさにもう一回そういう可能性があるかもしれない、あつてはいかんことだけれども、そういう理解でいいんですね。凍結というのは全国一律の表現ですか。

○**四本人事課長** 人事院の勧告の中で凍結という言葉が使われておりまして、人事委員会の報告の中でも凍結を検討すべきということになっております。

○**福田委員** 過去そういう事例がなかったとおっしゃいましたが、凍結というのは必ずどこかの時点で精算、修正を伴うというふうに理解するわけですが、それでいいんですか。

○**四本人事課長** 12月の冬のボーナスで精算される、したがって、さっき申し上げたようにまたさらに下がるのか、あるいは余り下げなくて済むのかわかりませんが、そういう意味では、12月の時点で凍結が一応解除といたしますか、精算されるということになると思います。

○**福田委員** プラス精算かマイナス精算かは、その時点の数字だということですね。

もう一つ、宮崎県内で賞与の支給月数等で比較することも大事であります、年間の総支給額で、県内の主たる企業、データがあると思いますが、それと公務員を比較した場合、かいま見る数値からは、本県においては公務員の給与というのは比較的、民間ベースよりも総支給ではいいのかなというふうに見ているんですが、その見方は間違っていないでしょうか、どうでしょうか。

○**四本人事課長** 民間のどういうところと比較するかというところが問題で、一概に、恵まれているか恵まれていないのかということは言いがたいところではありますが、客観的にそれを民間ベースに合わせる仕組みとして人事委員会の勧告なりというものがあるというふうに考えております。

○**榎藤委員** 先ほどの九州の4県の通常の給与のカット率が高いんじゃないかという話なんです、今、本県は3%ですね。これは議員だけですか。その4県のカット率等がわかれば教えてください。

○**山下総務部長** 議員は既にカットはなくなっています。一般職員のカットというのは、管理職手当の10%相当があるというだけで、いわゆる例月給については全くカットはあっておりません。各県のカットの状況ですが、これは例月給の関係ですけれども、人事課長がお答えします。

○**四本人事課長** 九州各県のカットの状況でございますが、佐賀県が4%カット、熊本県が3%カット、鹿児島県が職種によって5～6%のカット、沖縄県が3%のカットというふうに承知しております。

○**権藤委員** 課長の説明では、今期は0.28月ぐらい民間では減るんじゃないかというような議論があったというような説明がありましたが、さっきも意見が出たんだけど、通常の場合は、言葉どおり年間臨給、1年間の臨時給与という言葉があるぐらい、年度単位で、去年の4月1日から3月までの利益で、そういうようなことでいくと、12月の人事院勧告がそういうベースでやられるとするならば、9月期までの決算は、御存じのように史上空前の利益とか、そういうようなものでやられているので、年度で見た場合には、今回の0.4カ月を心配するというお話もありましたけど、幾分かは薄められるんじゃないかというような気もしております。だから、この0.2を変えろということではないんですが、そういうことで我々の印象として、あまりにも性急に立ち上がってされたんじゃないかと。しかし、それは暫定的な凍結ですから、決定ではありませんよということですから、その意味においては理解をいたしますが、データのとり方そのものも、12月については人事院も冷静に今度はやられるんだろうと思いますが、これぐらいで議論しても、内容的にはそういうことですからしませんけれども、九州で8つ県があって、4つがどうだという場合には、その議論等もここで紹介ができるように、十分な情報を集めて十分な説明をしてもらって、臨時議会を開いて不発に終わるということは許されんわけですから、これは私どもも党議持ち帰りをして議論をしますが、こういう世情の中で真っ向から、早過ぎるから反対とか、いろんなことは言えないのかなという気もしておりますが、やらなかったところの県等についても議論の過程を紹介していただくということを今後もお願いしたいなと、12月もあるわけですから、それを要望して

おきます。

○**萩原委員** 確認ですが、1号議案で13億円、2号議案で700万ですか。

○**四本人事課長** 1号議案と2号議案を合わせて一般会計で約13億円、その中で2号議案といえますか、特別職の関係は約700万円の影響額というふうに考えています。

○**萩原委員** 込みで13億、了解しました。

○**高橋委員長** 人事課長の答弁の中で気になることがあったものですから、再確認させていただきませんが、権藤委員の質疑で、今回、九州各県で一時金を凍結しなかった県が4つあると。その理由として、給与カットがあるからだろうとか、推測という言葉が使われたので、これは調査された上での答弁なのか、確認させてください。

○**四本人事課長** 推測であります。

○**高橋委員長** 大事なことですから、先ほどからありますように、佐賀は4%とか熊本は3%とか、数字を具体的に出されました。各県で給与水準が一緒じゃないはずですが、ラスパイレスで比較すると、どこかは飛び出たり、あるいは100%忠実に守っていたりとか、そういうものがあるから、余りそこを数字がひとり歩きすると、ますます県職員の人たちの賃金を下げなくちゃならないという議論になってしまうので、憶測とか、だろうというのはこういう場合には余り使っていただきたくないなと思って、お尋ねしたところであります。

○**権藤委員** 確認なんですが、我々の場合はカットはないわけですね。ベースは下がったような気がするんだけど、下がっていないんですか。我々から見れば、下がればカットという感覚があるんだけど。

○**四本人事課長** 平成18年に特別職報酬等審議

会で5%ぐらいのもともとのカットをやっておりますので、そのことがあるのかなとは思いますが、それ以上のカットは今のところはないんです。

○**榎藤委員** 少なくとも基本ベースで給与表に例えば80万とあったのが今は78万とか、そういうので運営されているんじゃないかという、その確認です。

○**山下総務部長** 改選前まではおっしゃるように5%の報酬カットというのはあったんですが、条例の附則でたしか定めておったと思いますけれども、その期限が切れまして、現在は100%、議員報酬の場合、支給されていると思います。

○**榎藤委員** 確認の話で議論じゃないんですけれども、80何万で5%カットしたというのは覚えているんですが、その後に基礎給与が下がっておるのは、手続的には勧告とか何とかということはあるにしても、我々から見たら、カットされているのかなと思っておったんですが、言葉にはこだわらないんですけども、その部分は、事実としては80数万から70何万ということで、下がっているということは事実じゃないかと思うんですけど。

○**高橋委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時6分再開

○**高橋委員長** 委員会を再開いたします。

○**四本人事課長** 議員の報酬月額につきましては、平成18年10月1日に審議会の答申に基づく改定が行われておりまして、このときに従来82万であったものが78万、4万ほど引き下げになっております。これにつきましては、82万であったときも、78万に下がったときも、それぞれ5%のさらにカットというものがかかっておりまし

た。ただ、このカットにつきましては、平成18年度といいますか、議員のあのときの任期が切れたと同時にカットについてはなくなっている。したがって、今現在は78万というのが支給されているということでありまして。

○**榎藤委員** こだわるようではありますが、我々受給する側としては、手続がどうなったというよりも、額としては給与表は4万円下がった、そういう認識があるわけですが、九州の4県等については、3%カットあるいは4%カットがあるからボーナスには応じなかったんだろうという話なんですけど、給与表の改定も宮崎県と同じようにあったのかという事実の確認をしないと、その結論は正しくないというふうに思うんです。今、確認できませんけど、事前に、臨時議会を開く場合、この4県等については十分な議論がなされた事実を聴取できる範囲でぜひ取得してもらって、今後は備えてほしいということ、要望にとどめますが、申し上げておきたいと思います。

○**高橋委員長** 最後に総務部長、お尋ねします。先ほど総務部長の答弁で20数億円という数字が聞こえたんですが、宮崎県に居住する公務員の総減額の数字ということで理解していいのでしょうか。

○**山下総務部長** 一般会計分の13億円、県職員に係る分と、先ほど市町村課長が申し上げました8億数千万を足した数字を概略で申し上げたところでございます。もちろん、ほかに国家公務員とか県内にいらっしゃいますので、その点は勘案しておりません。

○**高橋委員長** 20数億円という数字はアバウトですけども、おおむねそういう数字の理解をされていていいということですね。

○**山下総務部長** 県職員関係13億円、市町村職

員 8 億何千万、その合計数字で、その程度の数字ということでございます。

○高橋委員長 20 数億円という数字は大きいと思うんです。6 月 30 日に支給される金額、20 数億円が宮崎県内に落ちないという、単純な理解をしなければいけないわけです。宮崎県民の所得が今 221 万ぐらいですか、こういうレベルでさらに購買力が下がっていくということは認識しなければいかんわけで、こういう状況下で公務員と民間の乖離があるからという、そういう理由がすごく言われてきましたけれども、今後、宮崎県内の経済はどうなるのかということをお私たちは執行部に問いたいわけです。では、これにかわる景気対策を本当に何か準備しなければいかんのかどうかということをお私たちは議員としても議会としても考えなくちゃいかんわけで、そういう心配的なものを総務部長からコメントいただければよろしいですけれども。

○山下総務部長 景気の見方は難しいんですけれども、政府筋では底を打ちつつあるかという観測は最近多くなっております。私どもの仕事というのは、そういった中で、もちろん給与の民間準拠という形ですることとは別に、県内の景気・経済をいかに雇用も含めて振興するかが仕事でございますので、全国の状況等を見ながらも、国の景気対策あるいは県としての対策、こういったものを引き続き進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員長 わかりました。

委員外議員はよろしいですか。

○太田議員 総務部長のお話の中でも、結果論としてこういう形をとらざるを得なかったという説明がありましたが、地方公務員法の民間準拠の条項は、文言はどうなっていますか。「考慮して」というところが入っていたと思いますが、

地方公務員法の 22 条ですか。

○山下総務部長 24 条でございます、第 3 項にその考え方があります。そのまま読みますと、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」、以上でございます。

○太田議員 こういうことが今後出ると思いますので、確認しておきたいんですが、条文の中に、国と民間等の給与のあり方を考慮してという言葉がありますね。考慮してということは、ある法律では、国家公務員に準じてという厳しい言葉を使っているところもあるんですが、地方公務員に対しては、考慮してという、さまざまな要因を勘案してやってほしい、地域の経済事情が悪化するようであれば、それは考慮しなくちゃいかなんですよという意味も含まれていると私は思いますし、逐条解説等にもそういうような説明があったように思います。地方においては分権とかいろんなことが主張されておるんですが、地域の事情によってはいろんな政策判断をしなきゃならない、景気対策上もしなきゃいかんというところがあるのではないかと、ところはぜひ今後、考慮してという言葉の意味を宮崎県としても常にとらえていてほしいがなど。国が言うから結果論としてそうせざるを得ないという、かたい考えじゃなくて、緩やかにとっていいのではないかと。そして、例えば福岡、佐賀とか、そういったところでは、特殊な事情があったのでうちではやりませんという緩やかな、柔軟な対応があったんだろうと思うんです。そういうことをぜひ今後考慮していただきたいなというふうに思っております。

○高橋委員長 以上をもって総務部についての審査を終了いたします。執行部の皆様、御苦労

さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、再開時刻は11時50分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

何かほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 ないようですので、11時50分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時52分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、議案第1号については可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第2号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告骨子案についてであります。委員長報告につきまして、特に御要望等はありませんか。

○榎藤委員 従来からの国の人事院ないしは県の人事委員会等の、こういう100年に一度というようなこともあるかもしれんけれども、異例の迅速な対応ということ等については、それ以降についても調整は可能だというふうに思いますので、1年間の実績とかそういうものが、法律には期間は明示されていないとしても、国あるいは地方において身分に関することは、算定基礎は最低1年ではないかというふうに思っております。今、私が言うことを文章にしてくださいという意味ではありませんが、議論をしたときの根拠法等について十分しんしゃくをして、今回は性急過ぎるのではないかというようなニュアンスの発言があったということは入れてほしいというふうに思います。

○前屋敷委員 今度の、県だけで言うと13億円の影響ということでしたけれども、今の深刻な経済不況の中でどれだけ県内の経済に影響を及ぼすかというところをしっかりと判断しなきゃならなかったんじゃないかなというふうに思います。労働基本権が剥奪されて、その代償機関として人事院勧告がされるということが本当に踏まえているのか、さっきの質疑の中でこれは出しませんでしたけど、本来、ルールあるやり方でこれまで来たのに、それをなし崩しにし

て、異例の引き下げ前倒し勧告は正当なあり方ではないんじゃないかというふうに思っています。九州管内で4県が見送ったという点では、宮崎県としても独自に慎重な判断が求められたんじゃないかというふうにも思います。それと、今後妥結していこうとするところにも影響を及ぼすんじゃないかということも危惧されると。

○高橋委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 では、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 なければ、私のほうから皆様方にお諮りいたしますが、緊急決議についてであります。北朝鮮が核実験を行ったということで、宮崎県議会として北朝鮮の核実験に断固反対、抗議するという旨の決議を臨時議会でお願ひしたい、決議をしたらということの提案であります。原案は急いでできるんですけども、皆さん方の賛同があれば。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時1分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

次の委員会は1時再開ということでよろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします

午後0時1分休憩

午後1時3分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

北朝鮮の核実験に抗議し、核開発の即時中止を求める決議についてであります。委員協議の中で委員会として決議することとしましたが、委員の皆様御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時11分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

決議文の文言について御意見がございましたので、確認いたします。表題につきましては、「北朝鮮の核実験に抗議し、核開発の即時中止を求める決議」、訂正箇所として、訂正する文言の確認ですが、下から3行目、「直ちに」の前に、「拉致問題等を含め厳しい制裁措置と」が入ります。最後から2行目、「国連安全保障理事会において厳正な対処がなされるよう」というふうに訂正をして、原文を整えたいと思います。

それでは、ただいま協議内容のとおり委員会として決議することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、委員会として決議案を提出し、委員長報告の中で読み上げることにしたいと思います。

以上で総務政策常任委員会を終わります。

午後1時13分閉会